

主な指摘事項【小規模多機能型居宅介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。 ・サービス利用料金について記載し、利用者負担額の割合（1割、2割、3割負担）についても記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合（償還払い）について、重要事項説明書及び契約書の規定において、相互に整合性がない。また、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。	3件
運営	小規模多機能型居宅 介護計画の作成	・小規模多機能型居宅介護計画について、具体的なサービスの内容が記載されていない。 ・小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務は、介護支援専門員に担当させること。 ・小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないことを踏まえ、当該同意を得たと認められる様式に改めること。	2件
運営	運営規程	・サービス提供の記録及びその他利用者に関する記録の保存について、保存期間が2年間とされていた（市条例に則り5年間とすること）。 ・運営規程の変更については、保険者宛てに変更届出書を提出すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・複数の従業者について、雇用契約書に記載された職種及び勤務地がその実態に即していない。	1件
運営	非常災害対策	・非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、消防計画のみならず、風水害、地震等の災害に対処するための計画も併せて策定し、双方の計画に基づく必要な訓練を定期的実施すること。	1件
運営	広告	・広告に記載されている利用料について、金額間違いがあった。	1件
運営	事故発生時の対応	・サービスの提供により発生した事故のうち、医療機関を受診した場合及び服薬誤飲が生じた場合には、速やかに所定の様式にて保険者に報告すること。	1件
運営	運営基準	・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。 ・事故の発生又はその再発を防止するために必要な事項、事故が発生した場合の対応の方法、事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、従業者が当該事実を管理者に報告する方法等が記載された指針を整備すること。	1件
介護給付費の算定及び取扱い	総合マネジメント体制強化加算	・総合マネジメント体制強化加算の算定については、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種共同により、小規模多機能型居宅介護計画を随時見直しを行う必要があるが、多職種共同で見直し等を行われていないケースが見られた。	1件
介護給付費の算定及び取扱い	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算の算定については、全ての小規模多機能型居宅介護従業者に対し、個別具体的な研修の目標、内容、研修計画、実施時期等を定めた計画を作成する必要があるが、見受けられなかった。	1件